

学校及び教員をとりまく状況に関する
参考資料

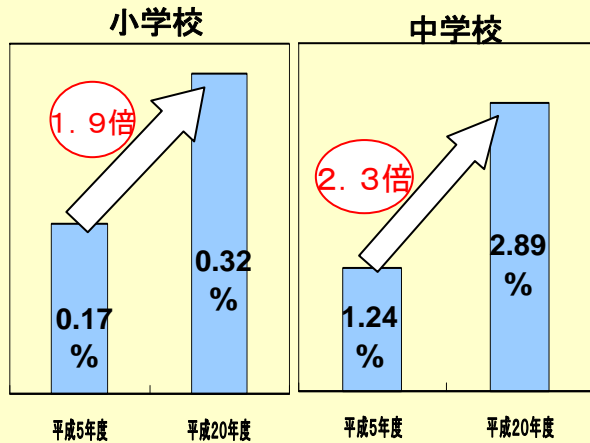
学校及び教員をとりまく状況に関する参考資料

目次

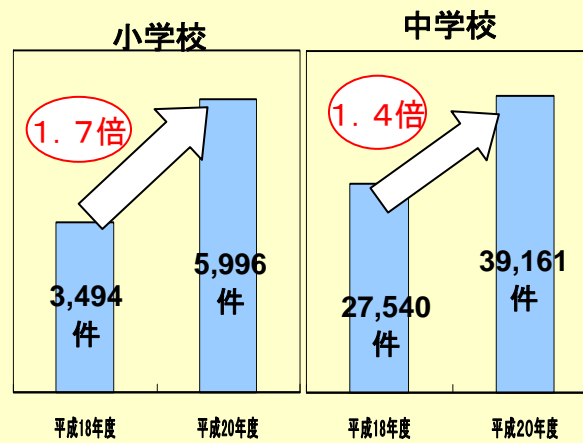
1	学校現場が抱える問題の状況について	1
2	暴力行為の現状について	2
3	いじめの現状について	3
4	不登校の現状について	4
5	日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移	5
6	通級による指導を受けている児童生徒数の推移（公立小・中学校計）	6
7	特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移	7
8	要保護及び準要保護児童生徒数の推移	8
9	児童相談所における児童虐待相談対応件数等	9
10	教員のICT活用指導力の推移	10
11	教員のICT活用指導力の状況	11
12	教員のICT活用指導力 上位・下位都道府県	12
13	養護教諭に関する各種データ	14
14	児童生徒の食生活を取り巻く状況	16
15	平成20年度 指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について （概要）	18
16	平成20年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について（概要）	19
17	公立小・中学校の学級規模別の在籍児童生徒数（平成21年5月1日）	21
18	教員を取り巻く状況（教員の保護者や地域住民への対応）	22
19	地域の教育力に関する意識	23
20	家庭の教育力に関する意識	24
21	学校地域支援本部事業基礎データ	25
22	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について	26
23	学校評議員（類似制度を含む）を設置している公立学校数	27
24	学校評価及び情報提供の実施状況調査結果	28
25	我が国の子どもたちの学力と学習の状況	30

学校現場が抱える問題の状況について

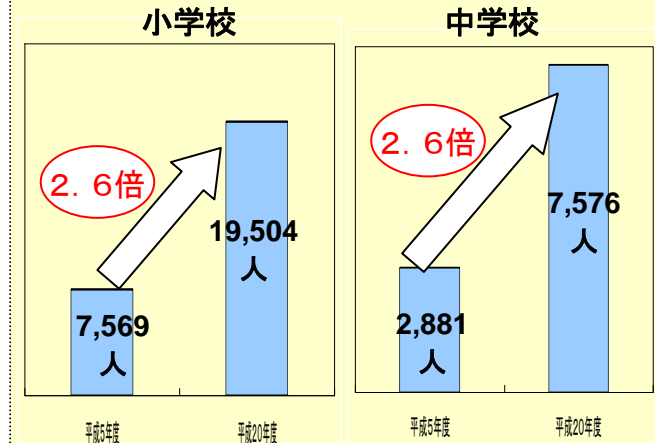
不登校児童生徒の割合



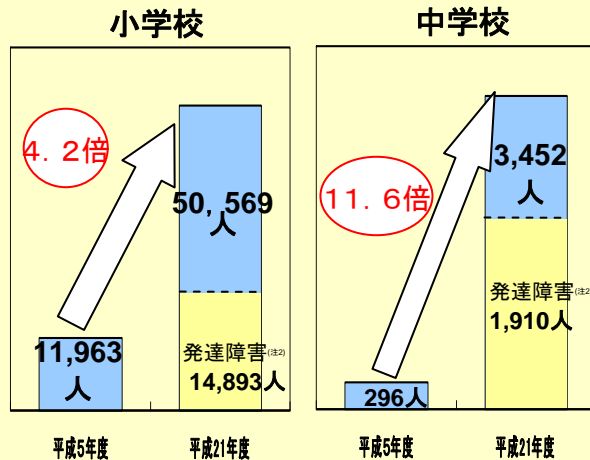
学校内での暴力行為の件数



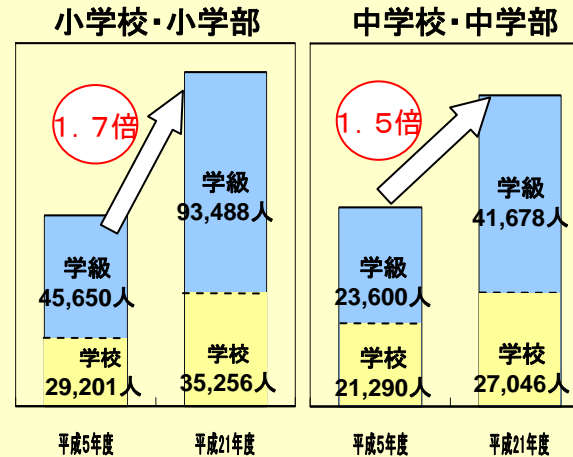
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



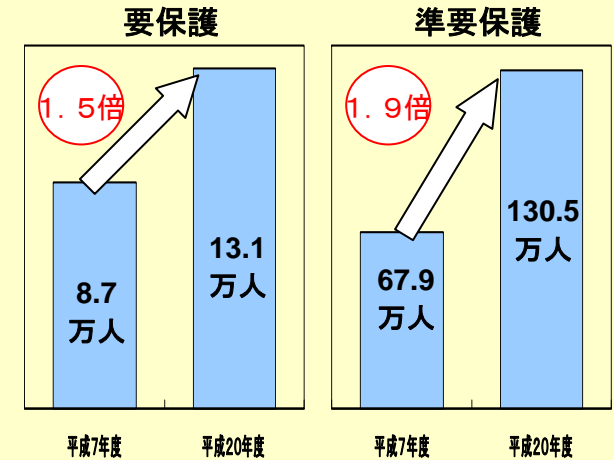
通級による指導(注)を受けている児童生徒数



特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 通常学級に在籍しながら週に1~8単位時間、特別な場で指導を行う教育形態
(注2) 上記は自閉症、LD、ADHDの通級指導教室を利用している数。小中学校における発達障害の児童生徒数は約68万人と推計されている(H14年度)。

(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

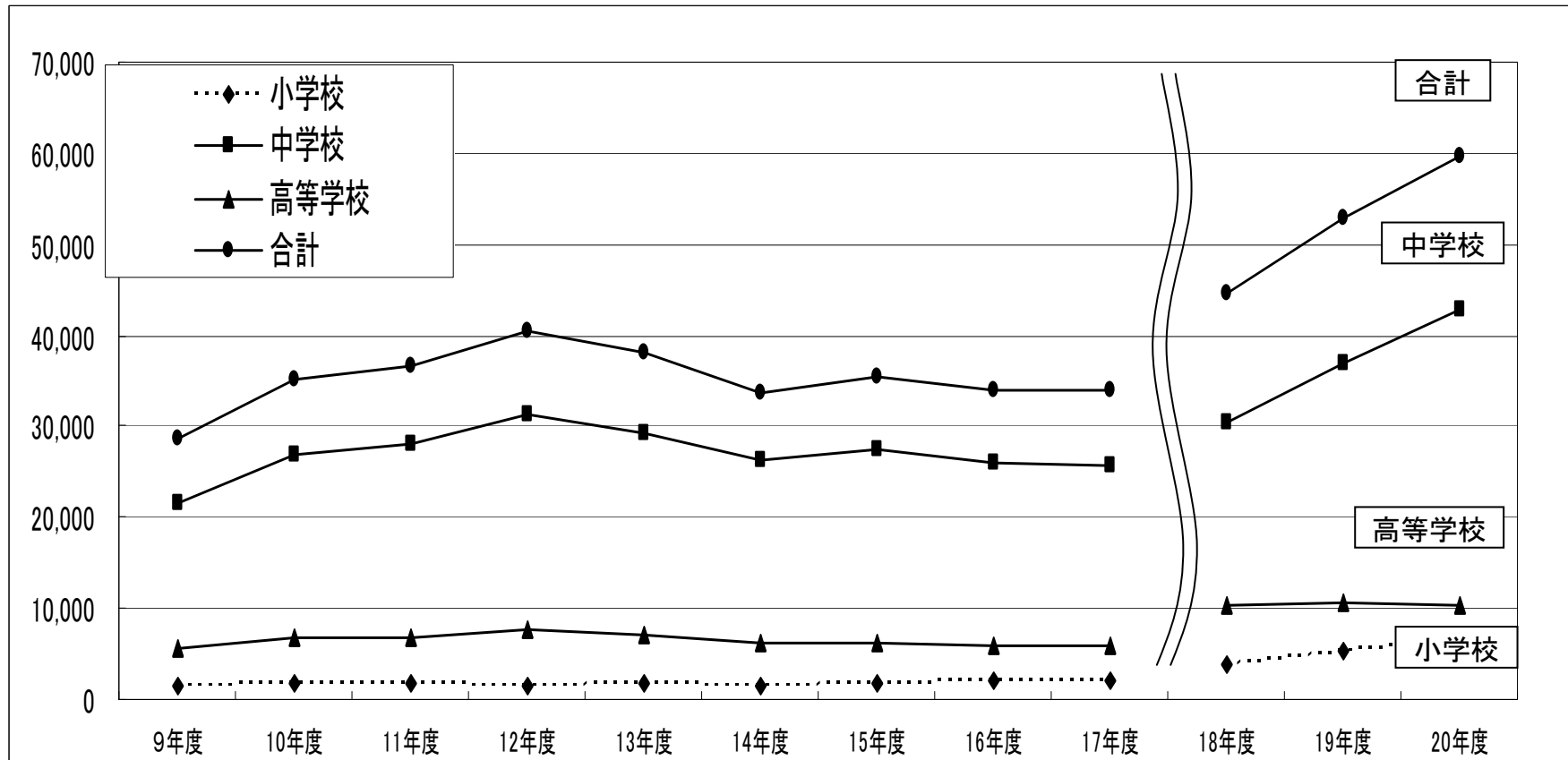
(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

暴力行為の現状について

●暴力行為の発生件数(国公私・小中高)

平成20年度：59,618件（前年度52,756件）

※前年度より約7千件増加(国公私合計)し、小・中学校で過去最高の件数に上る。



(注)平成18年度から、

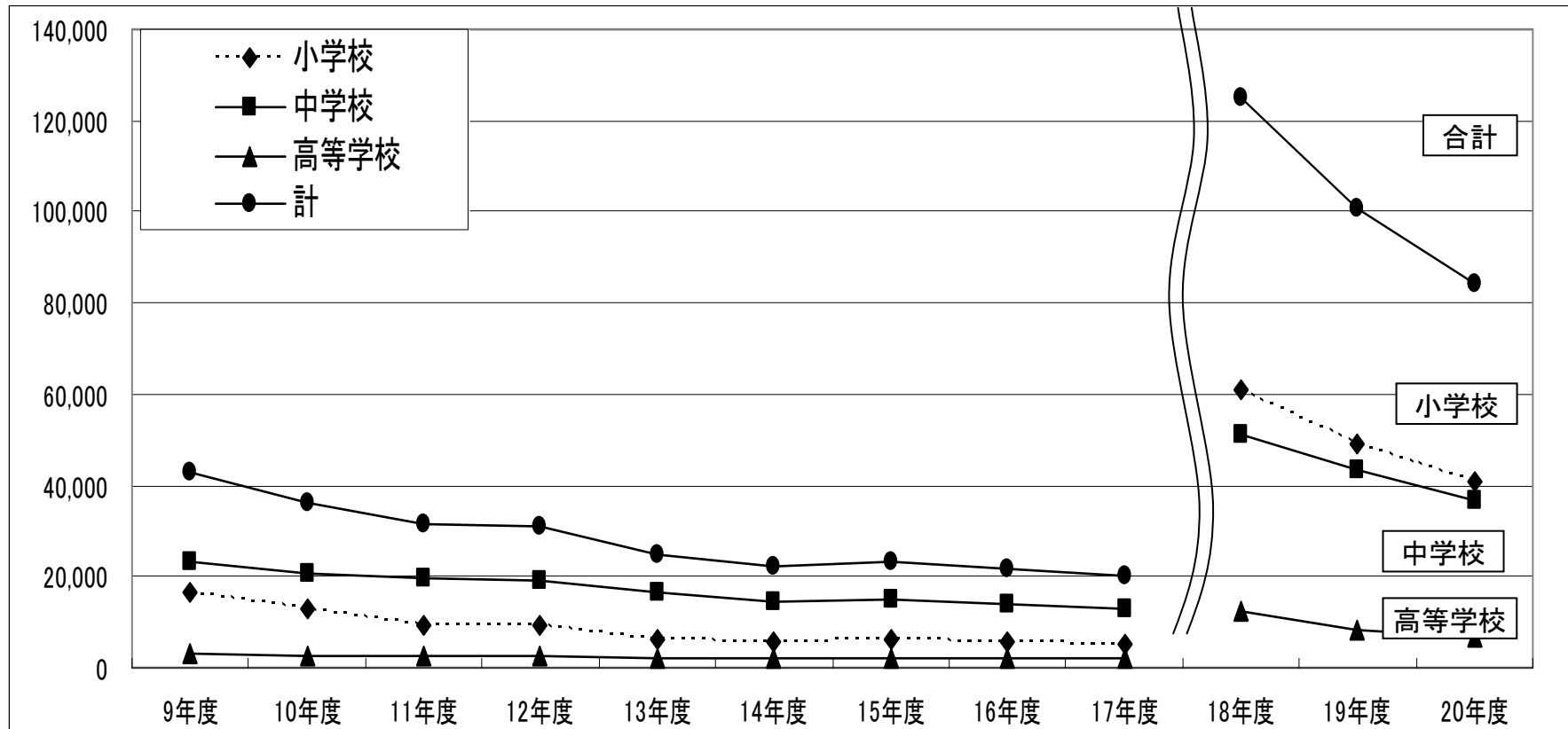
- ・国・私を調査対象に追加。
- ・怪我や外傷、診断書、被害届の有無に関わらず、暴力行為があれば全て計上することを明確化。

いじめの現状について

●いじめの認知件数(国公私・小中高)

平成20年度：84,648件（前年度101,097件）

※前年度より約1万6千件減少(国公私合計)しているが、依然として相当数に上る。



(注)平成18年度から、

- ・国・私を調査対象に追加。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、いじめの定義を見直し、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とした。
- ・アンケート調査や個別面談など、直接状況をきく機会を設けるよう徹底

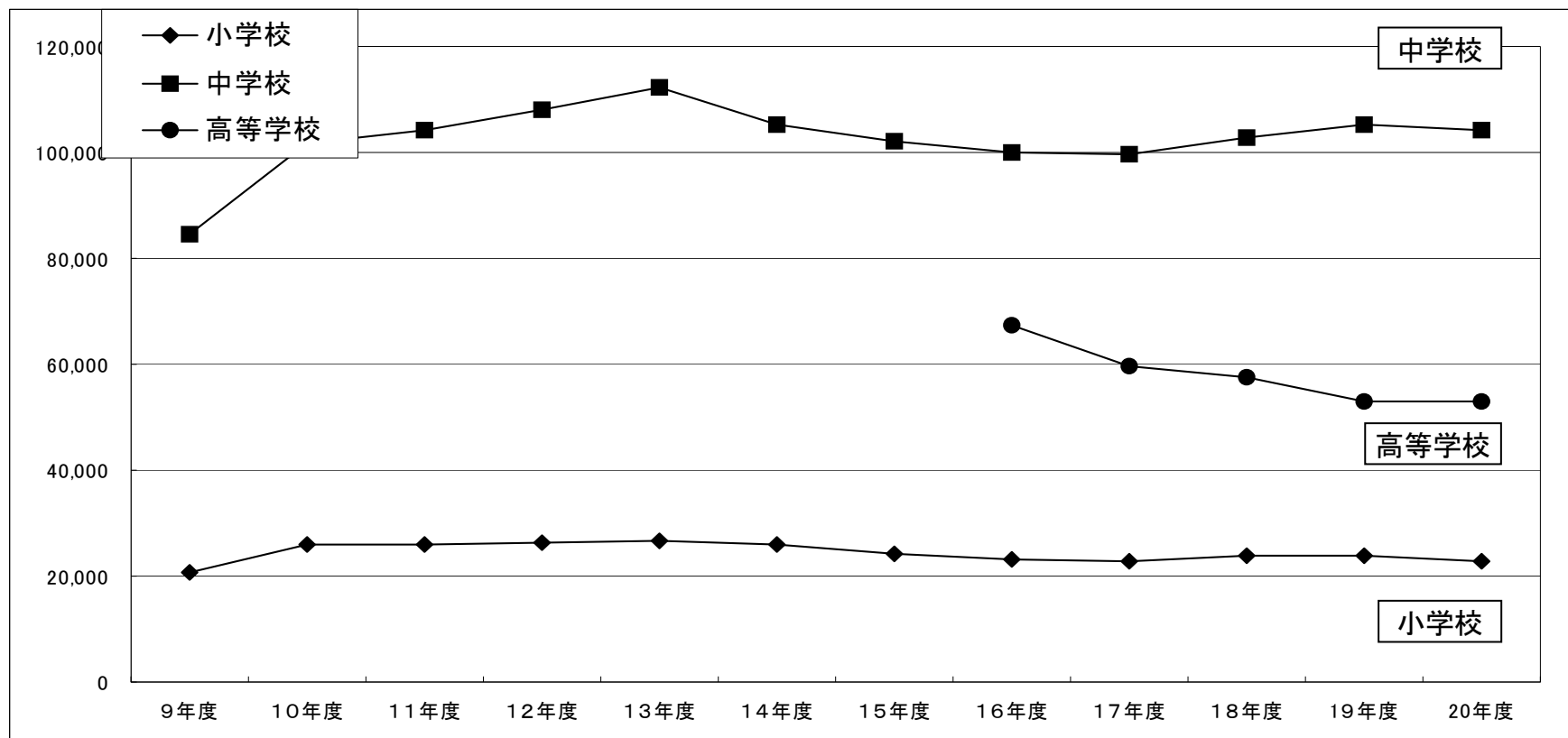
不登校の現状について

●不登校児童生徒数(国公私・小中高)

平成20年度：179,829人（前年度182,296人）

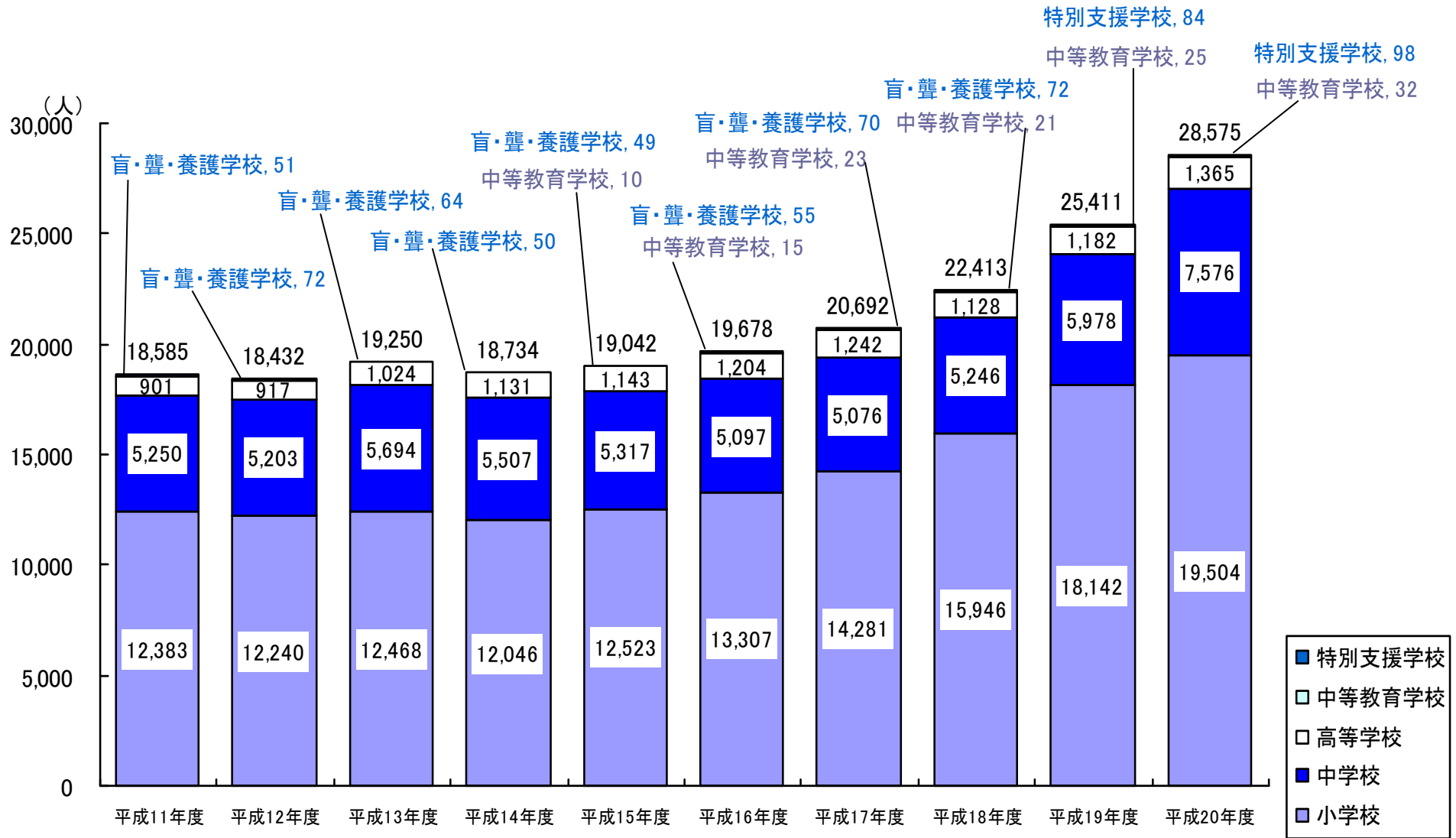
小学校：22,652人 中学校：104,153人 高等学校：53,024人

※前年度より約2千件減少(国公私合計)しているが、依然として相当数に上る。



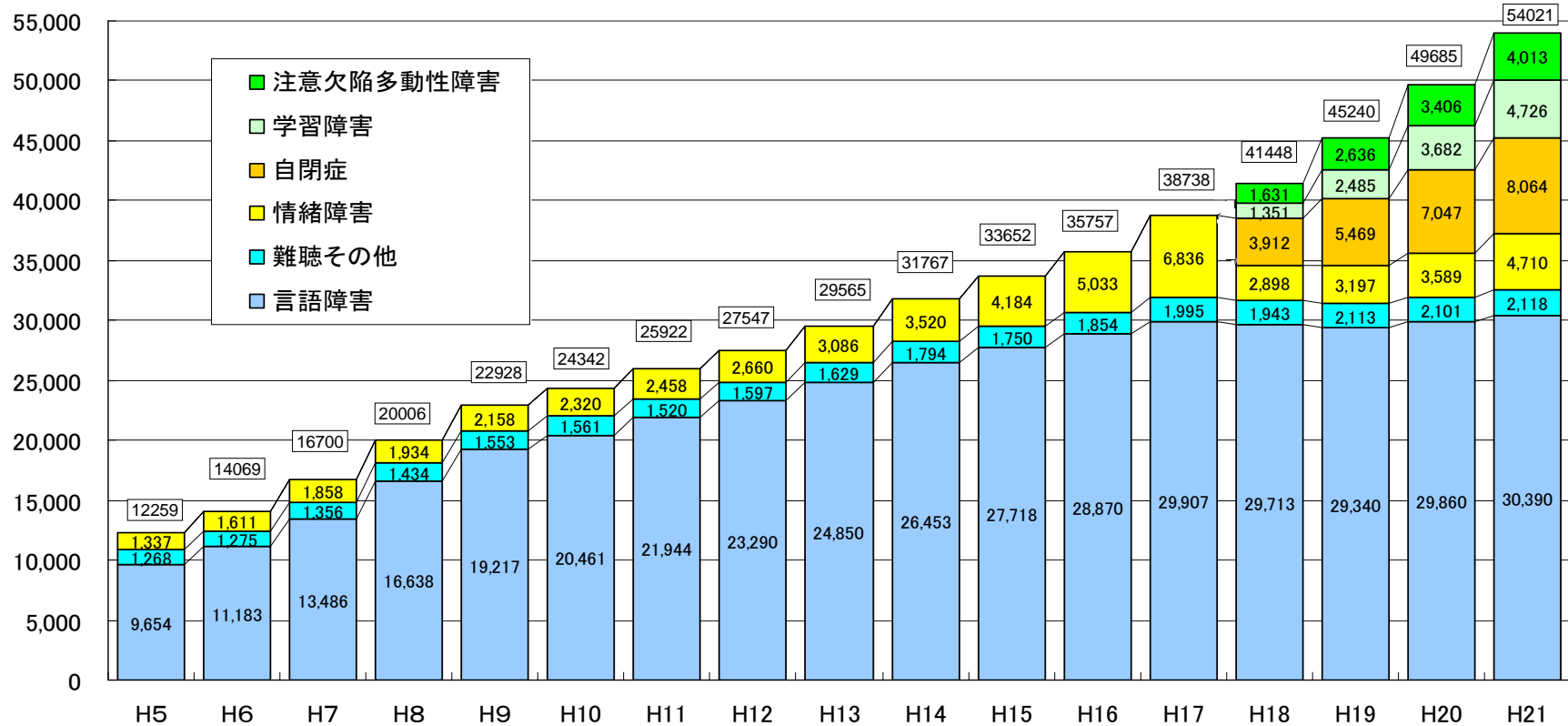
注)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)」をいう。

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



※ 公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



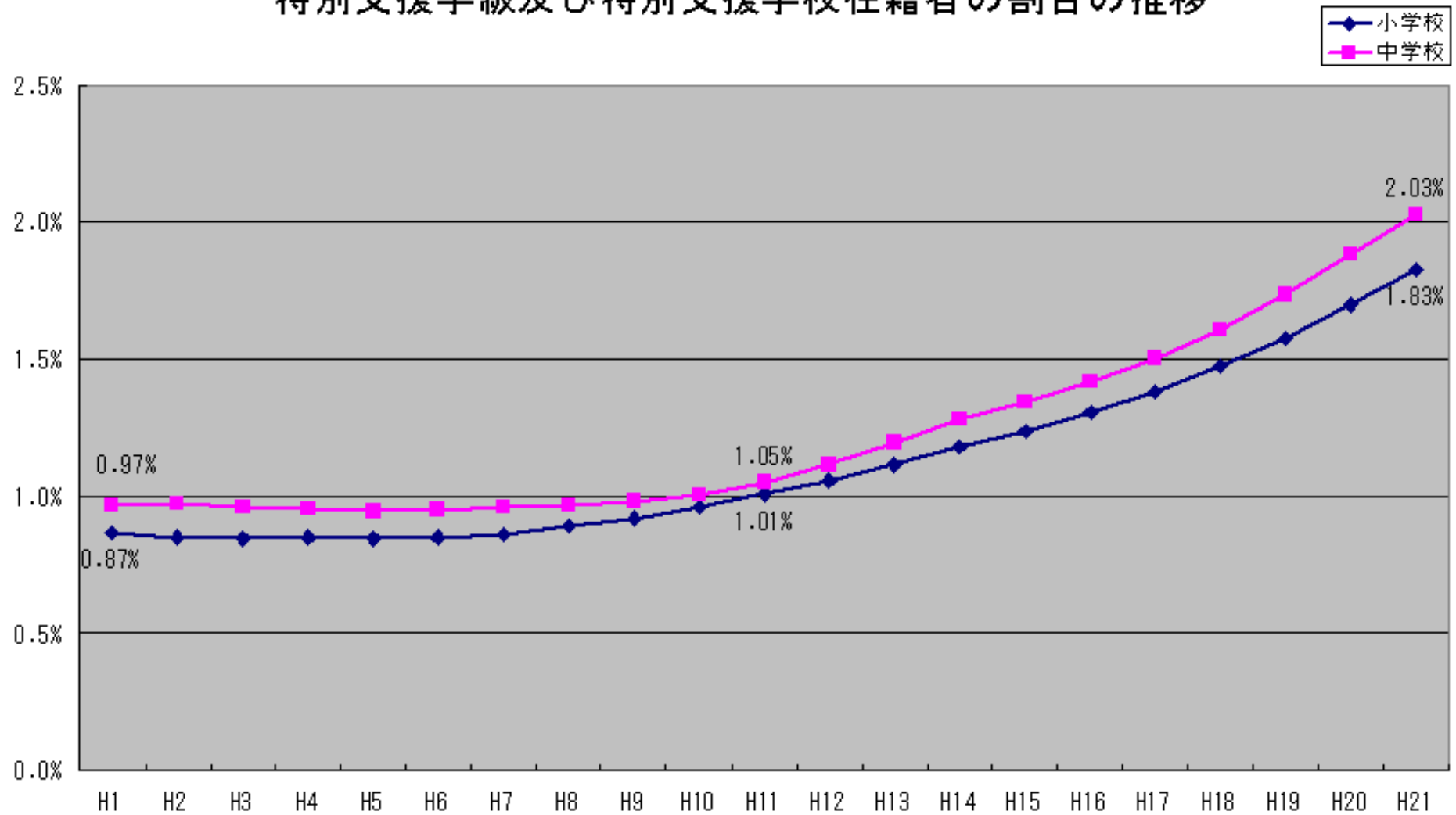
【出典】文部科学省「通級による指導実施状況調査」

※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

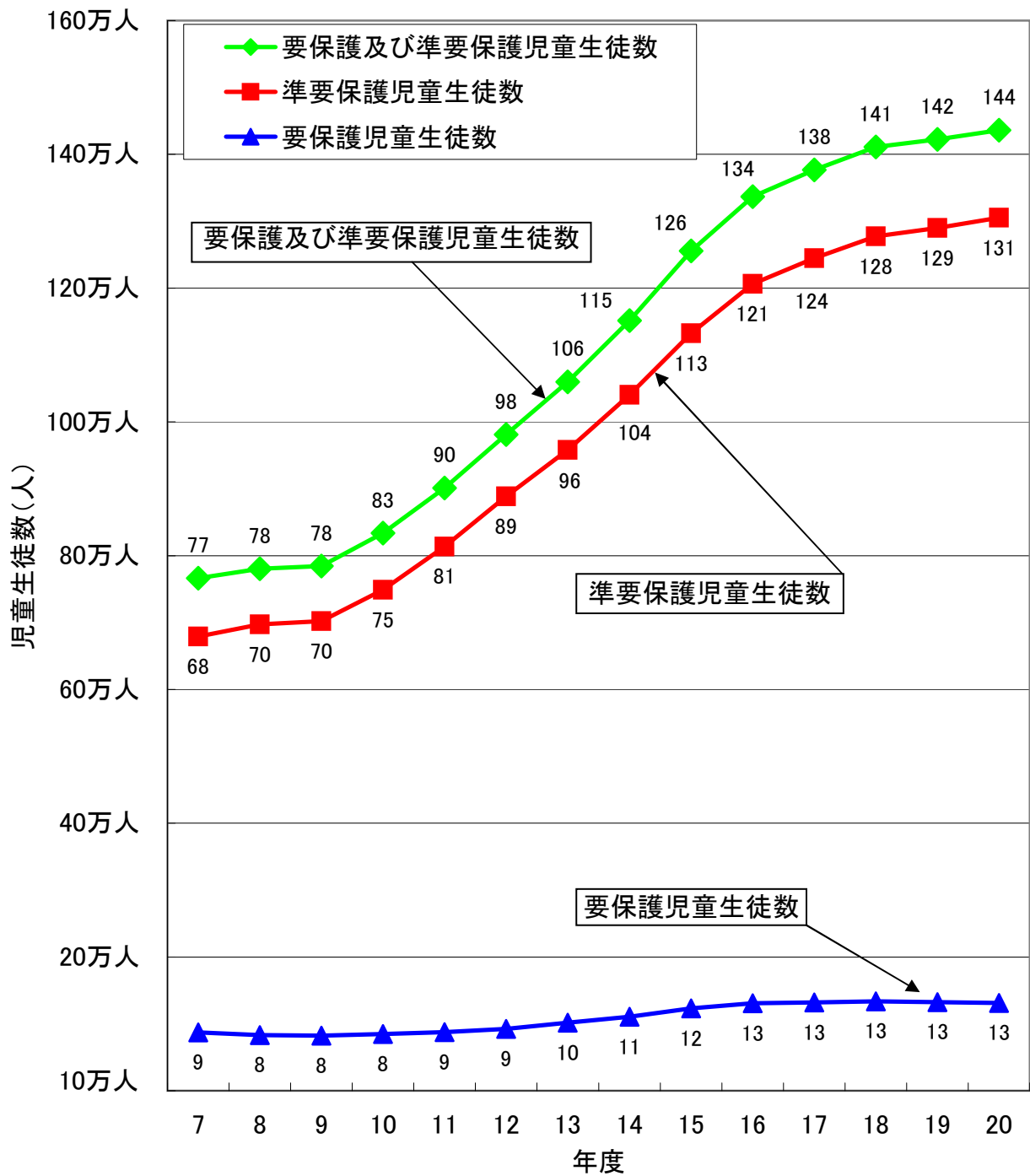
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導の対象として対応)

特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移



【出典】文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (平成7年度～平成20年度)



※ 要保護児童生徒数・・・生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数・・・要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会
がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

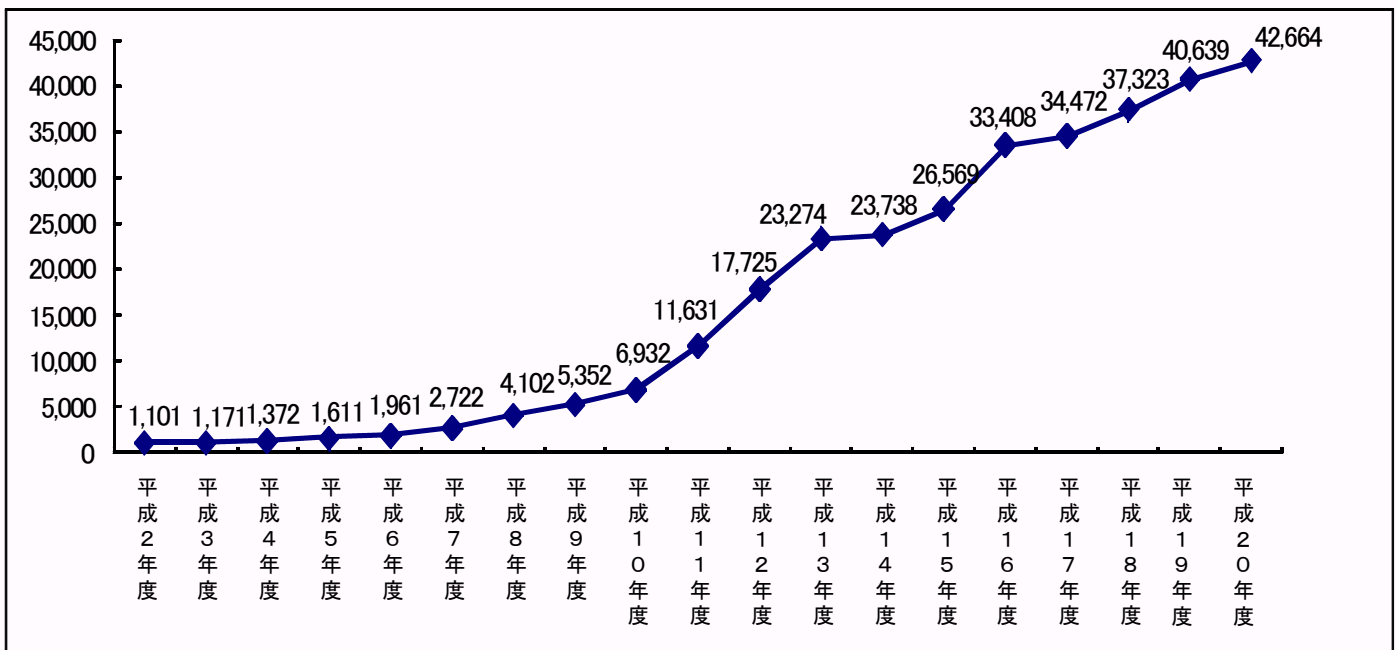
児童相談所における児童虐待相談対応件数等

平成20年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数

42,664件

【参考】 児童虐待相談対応件数の推移

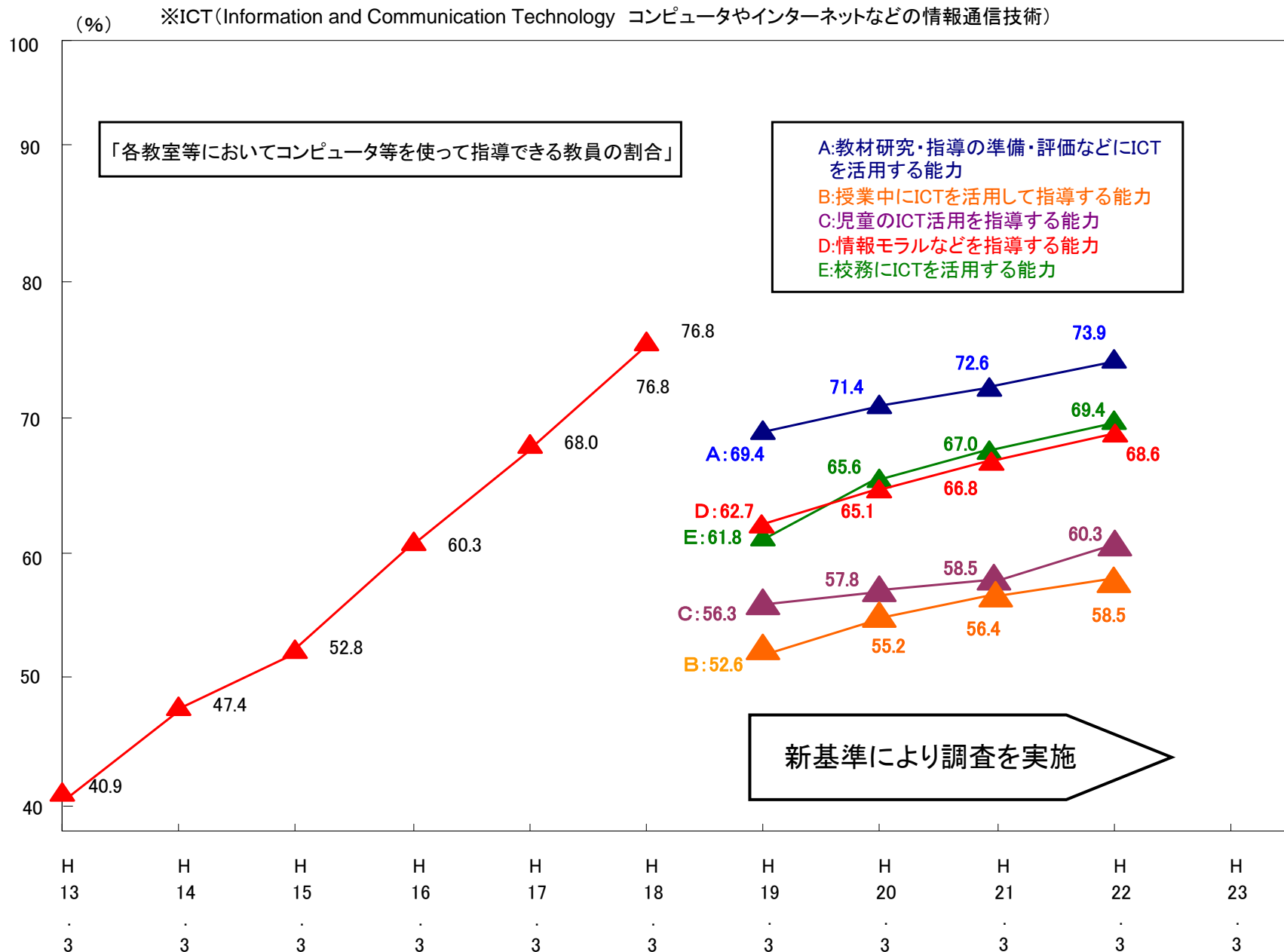
年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
件 数	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664



出典「厚生労働省福祉行政報告例」

教員のICT活用指導力の推移

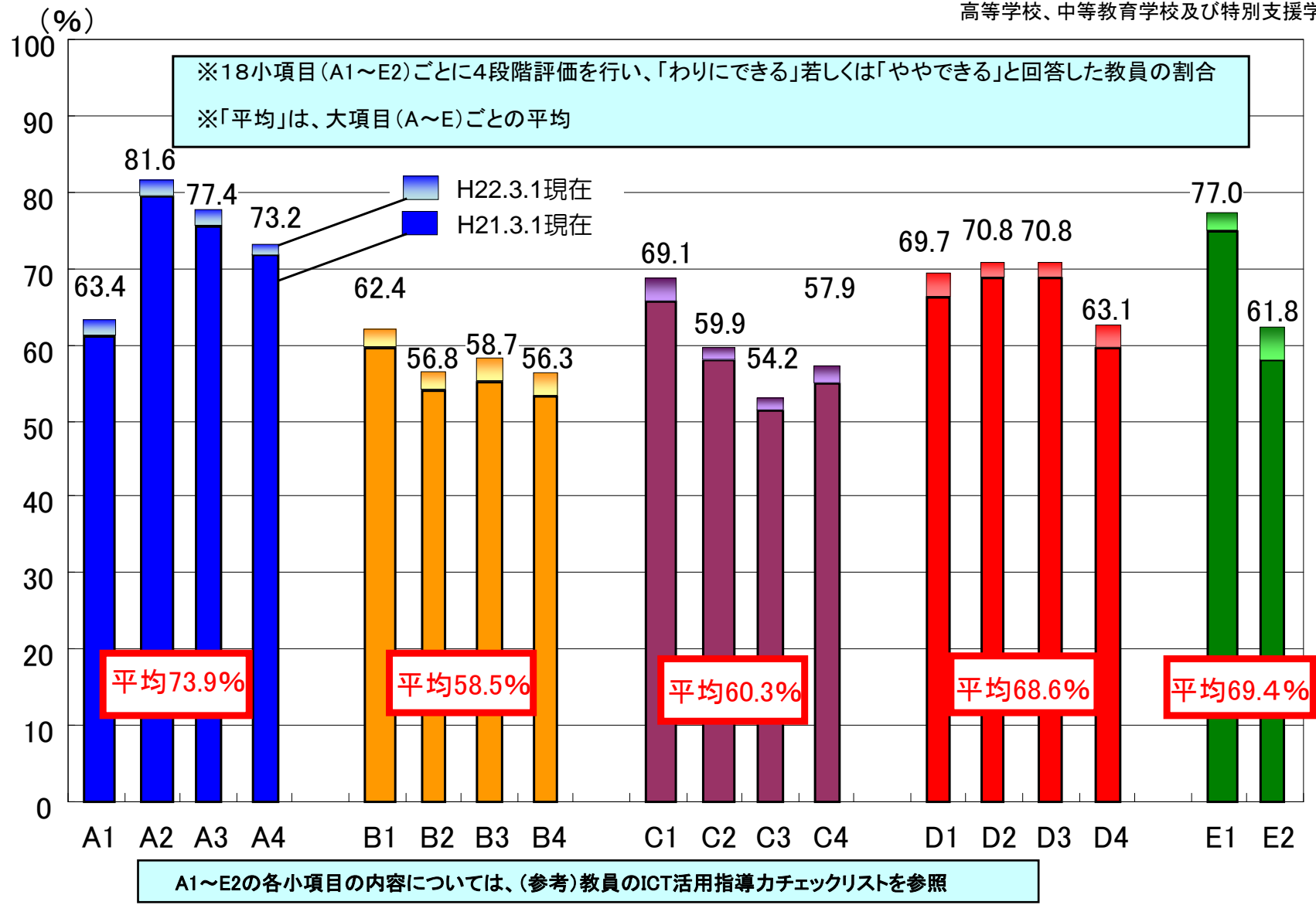
※ 調査対象：全国の全公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）



(平成21年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果[速報値] (平成22年3月現在))

教員のICT活用指導力の状況（18小項目別・全校種）

※ 調査対象：全国の全公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）



上位・下位都道府県（教員のICT活用指導力・全校種）

※ 調査対象：全国の全公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）

A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力

73.9%
(H22. 3. 1)

B 授業中にICTを活用して指導する能力

58.5%
(H22. 3. 1)

C 児童・生徒のICT活用を指導する能力

60.3%
(H22. 3. 1)

D 情報モラルなどを指導する能力

68.6%
(H22. 3. 1)

E 校務にICTを活用する能力

69.4%
(H22. 3. 1)

上位5都道府県

1位	三重県	86.8%
2位	愛媛県	85.0%
3位	沖縄県	84.9%
4位	茨城県	84.4%
5位	京都府	83.1%

1位	三重県	78.2%
2位	愛媛県	76.0%
3位	茨城県	75.5%
4位	京都府	72.6%
5位	沖縄県	71.8%

1位	三重県	78.0%
2位	愛媛県	76.6%
3位	茨城県	76.5%
4位	京都府	73.7%
5位	沖縄県	72.0%

1位	三重県	84.0%
2位	愛媛県	82.8%
3位	茨城県	81.7%
4位	京都府	77.8%
5位	沖縄県	77.7%

1位	三重県	83.1%
2位	京都府	81.4%
3位	愛媛県	81.3%
4位	茨城県	80.9%
5位	沖縄県	77.8%

下位5都道府県

47位	和歌山県	67.9%
46位	千葉県	68.7%
45位	大阪府	69.3%
44位	滋賀県	69.3%
43位	島根県	69.4%

47位	和歌山県	50.5%
46位	千葉県	50.9%
45位	島根県	51.2%
44位	青森県	51.8%
43位	滋賀県	51.9%

47位	和歌山県	53.2%
46位	滋賀県	53.3%
45位	奈良県	54.0%
44位	愛知県	54.0%
43位	富山県	54.1%

47位	富山県	60.1%
46位	青森県	60.4%
45位	滋賀県	60.7%
44位	島根県	61.5%
43位	奈良県	62.0%

47位	和歌山県	60.5%
46位	千葉県	60.8%
45位	奈良県	62.7%
44位	大阪府	62.9%
43位	大分県	64.7%

※「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の大項目別の割合。

（平成21年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔速報値〕（平成22年3月現在））

(参考) 教員のICT活用指導力チェックリスト

小学校版

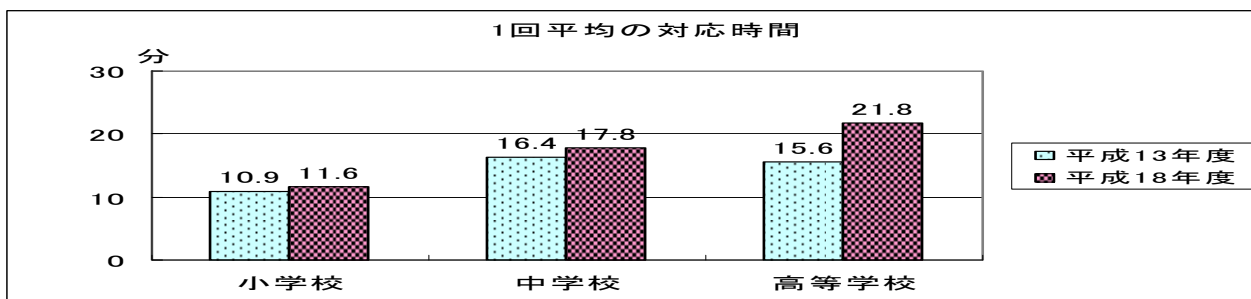
教員のICT活用指導力のチェックリスト(小学校版)		4	3	2	1
ICT環境が整備されていることを前提として、以下のA-1からE-2の18項目について右欄の4段階でチェックしてください。					
A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力					
A-1 教育効果をあげるには、どの場面にどのようにしてコンピュータやインターネットなどを利用すればよいかを計画する。		4	3	2	1
A-2 授業で使う教材や資料などを集めるために、インターネットやCD-ROMなどを活用する。		4	3	2	1
A-3 授業に必要なプリントや提示資料を作成するために、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。		4	3	2	1
A-4 評価を充実させるために、コンピュータやデジタルカメラなどを活用して児童の作品・学習状況・成績などを管理し集計する。		4	3	2	1
B 授業中にICTを活用して指導する能力					
B-1 学習に対する児童の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。		4	3	2	1
B-2 児童一人一人に課題を明確につかませるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。		4	3	2	1
B-3 わかりやすく説明したり、児童の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。		4	3	2	1
B-4 学習内容をまとめる際に児童の知識の定着を図るために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する。		4	3	2	1
C 児童のICT活用を指導する能力					
C-1 児童がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する。		4	3	2	1
C-2 児童が自分の考えをワープロソフトで文章にまとめたり、調べたことを表計算ソフトで表や図などにまとめたりすることを指導する。		4	3	2	1
C-3 児童がコンピュータやプレゼンテーションソフトなどを活用して、わかりやすく発表したり表現したりできるように指導する。		4	3	2	1
C-4 児童が学習用ソフトやインターネットなどを活用して、繰り返し学習したり練習したりして、知識の定着や技能の習熟を図れるように指導する。		4	3	2	1
D 情報モラルなどを指導する能力					
D-1 児童が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち、相手のことを考えた情報のやりとりができるように指導する。		4	3	2	1
D-2 児童が情報社会の一員としてルールやマナーを守って、情報を集めたり発信したりできるように指導する。		4	3	2	1
D-3 児童がインターネットなどを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健康面に気をつけて活用できるように指導する。		4	3	2	1
D-4 児童がパスワードや自他の情報の大切さなど、情報セキュリティの基本的な知識を身につけることができるように指導する。		4	3	2	1
E 校務にICTを活用する能力					
E-1 校務分掌や学級経営に必要な情報をインターネットなどで集めて、ワープロソフトや表計算ソフトなどを活用して文書や資料などを作成する。		4	3	2	1
E-2 教員間、保護者・地域の連携協力を密にするため、インターネットや校内ネットワークなどを活用して、必要な情報の交換・共有化を図る。		4	3	2	1

中学校・高等学校版

教員のICT活用指導力のチェックリスト(中学校・高等学校版)		4	3	2	1
ICT環境が整備されていることを前提として、以下のA-1からE-2の18項目について右欄の4段階でチェックしてください。					
A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力					
A-1 教育効果をあげるには、どの場面にどのようにしてコンピュータやインターネットなどを利用すればよいかを計画する。		4	3	2	1
A-2 授業で使う教材や資料などを集めるために、インターネットやCD-ROMなどを活用する。		4	3	2	1
A-3 授業に必要なプリントや提示資料を作成するために、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。		4	3	2	1
A-4 評価を充実させるために、コンピュータやデジタルカメラなどを活用して生徒の作品・学習状況・成績などを管理し集計する。		4	3	2	1
B 授業中にICTを活用して指導する能力					
B-1 学習に対する生徒の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。		4	3	2	1
B-2 生徒一人一人に課題意識をもたせるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。		4	3	2	1
B-3 わかりやすく説明したり、生徒の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。		4	3	2	1
B-4 学習内容をまとめる際に生徒の知識の定着を図るために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する。		4	3	2	1
C 生徒のICT活用を指導する能力					
C-1 生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する。		4	3	2	1
C-2 生徒が自分の考えをワープロソフトで文章にまとめたり、調べた結果を表計算ソフトで表やグラフなどにまとめたりすることを指導する。		4	3	2	1
C-3 生徒がコンピュータやプレゼンテーションソフトなどを活用して、わかりやすく説明したり効果的に表現したりできるように指導する。		4	3	2	1
C-4 生徒が学習用ソフトやインターネットなどを活用して、繰り返し学習したり練習したりして、知識の定着や技能の習熟を図れるように指導する。		4	3	2	1
D 情報モラルなどを指導する能力					
D-1 生徒が情報社会への参画にあたって責任ある態度と義務を果たし、情報に関する自分や他者の権利を理解し尊重できるように指導する。		4	3	2	1
D-2 生徒が情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を理解し、反社会的な行為や違法な行為などに対して適切に判断し行動できるように指導する。		4	3	2	1
D-3 生徒がインターネットなどを利用する際に、情報の信頼性やネット犯罪の危険性などを理解し、情報を正しく安全に活用できるように指導する。		4	3	2	1
D-4 生徒が情報セキュリティに関する基本的な知識を身に付け、コンピュータやインターネットを安全に使えるように指導する。		4	3	2	1
E 校務にICTを活用する能力					
E-1 校務分掌や学級経営に必要な情報をインターネットなどで集めて、ワープロソフトや表計算ソフトなどを活用して文書や資料などを作成する。		4	3	2	1
E-2 教員間、保護者・地域の連携協力を密にするため、インターネットや校内ネットワークなどを活用して、必要な情報の交換・共有化を図る。		4	3	2	1

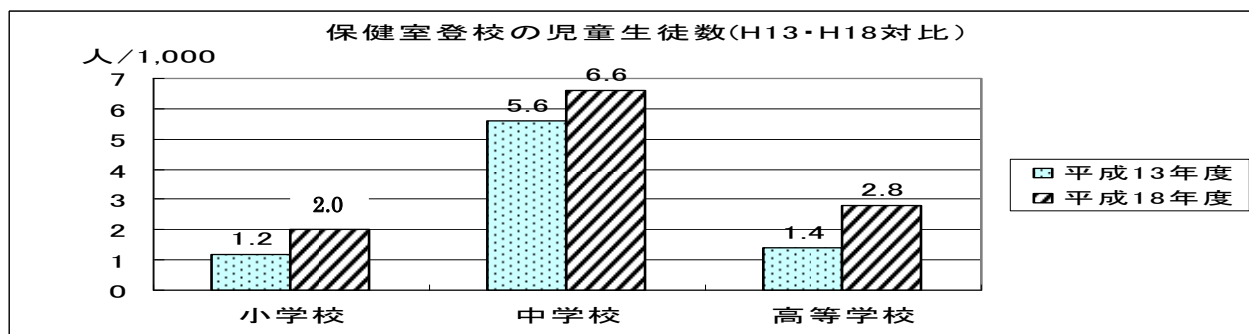
養護教諭に関する各種データ

1. 児童生徒一回平均の養護教諭の対応時間



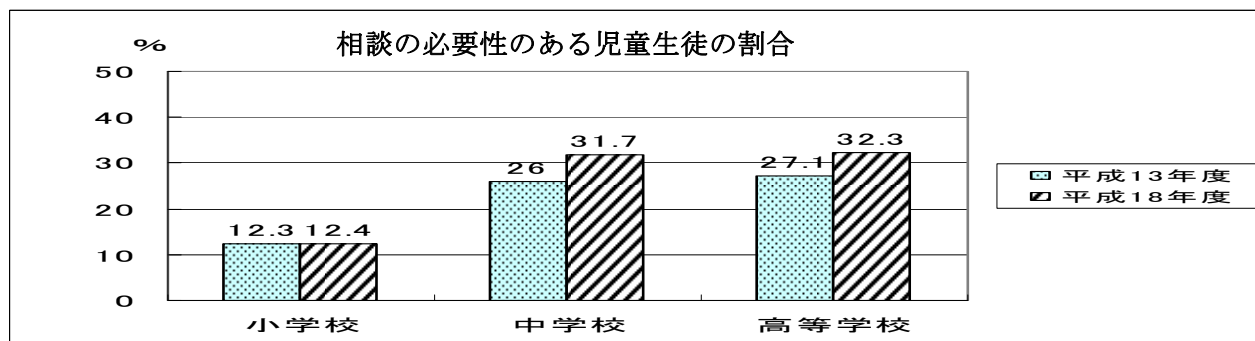
○ 児童生徒の保健室利用者の1人1回平均の対応時間は、どの校種においても増加

2. 保健室登校の児童生徒数



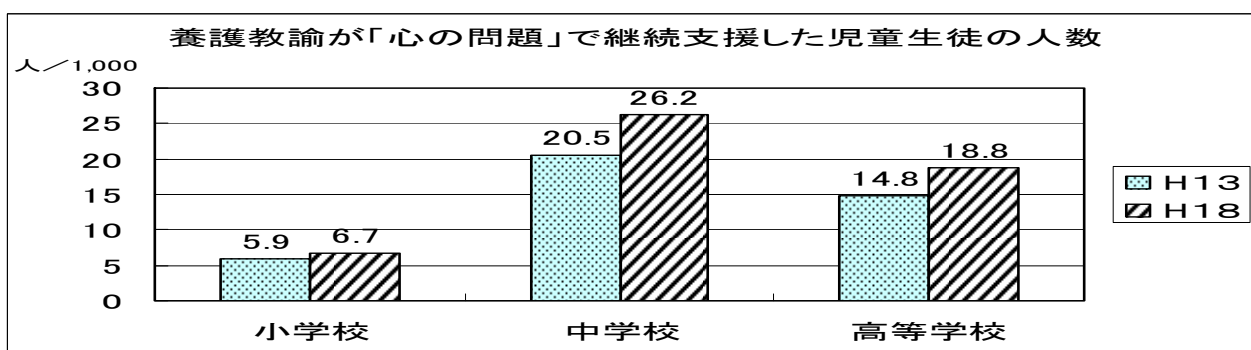
○ 保健室登校の児童生徒数は、どの校種においても増加

3. 保健室来室者のうち健康相談の必要性のある児童生徒の割合



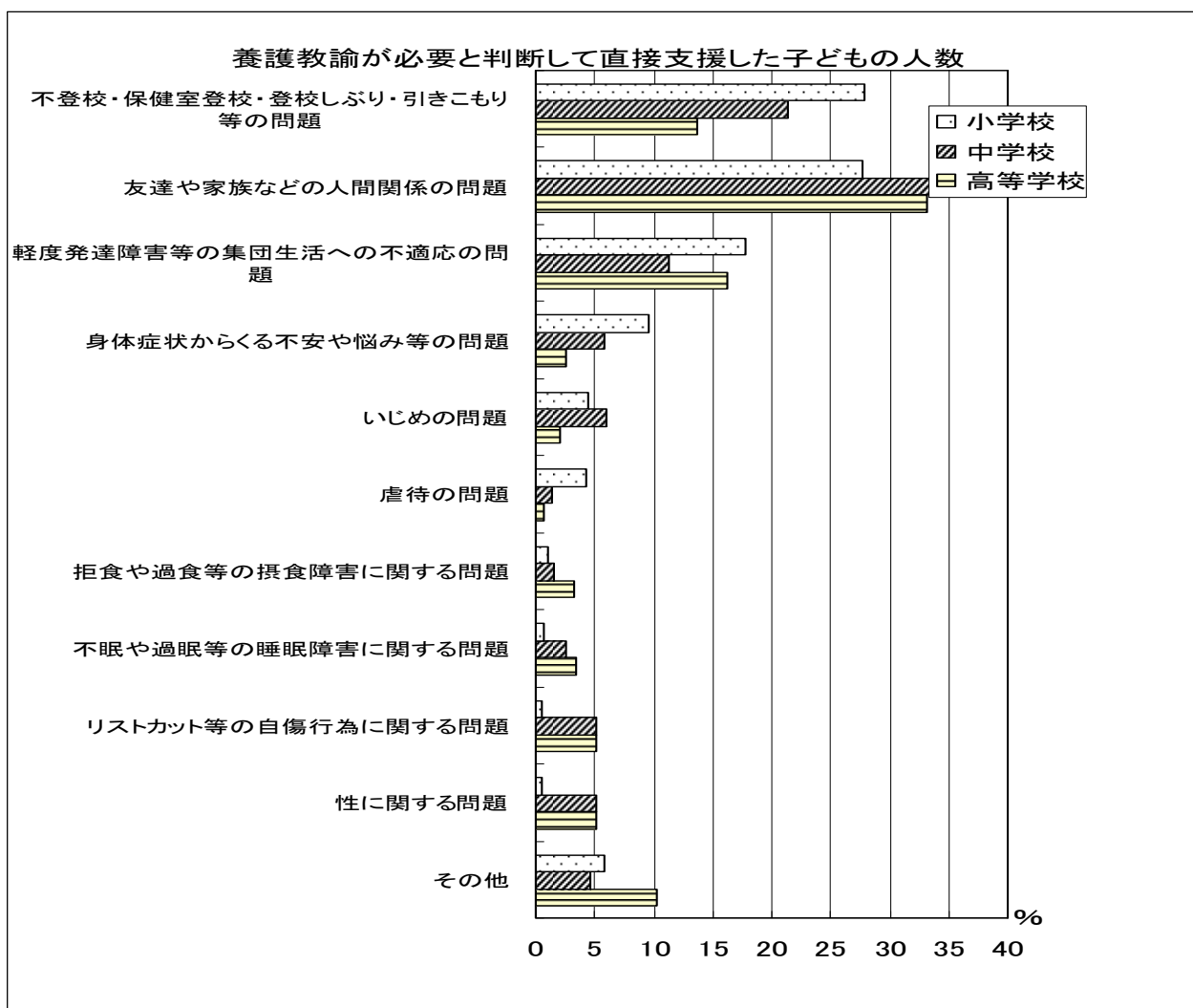
○ 保健室来室者のうち健康相談の必要性「有」の児童生徒の割合は、小学校は横ばい、中学校、高等学校はともに増加

4. 養護教諭が「心の問題」で継続支援した児童生徒数



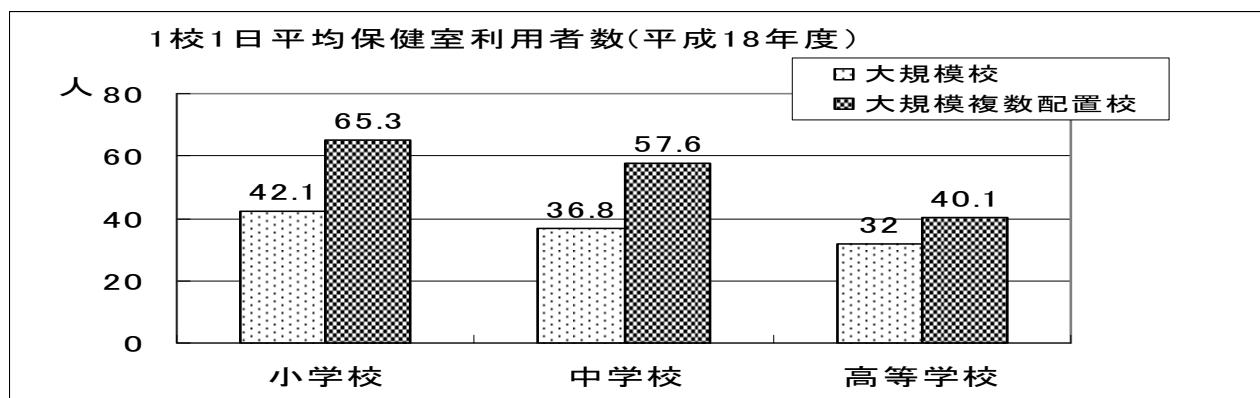
○ 養護教諭が「心の問題」で継続支援した児童生徒数は、どの校種においても増加

5 メンタルヘルスに関する問題で養護教諭が支援した子どもの問題別の割合



- 養護教諭が必要と判断して支援した、メンタルヘルスに関する主な問題は、小学校では「不登校・保健室登校・登校しぶり・引きこもりなどの問題」が一番多く、中学校と高等学校では「友達や家族などの人間関係などの問題」が一番多い

6 児童生徒の1日平均の保健室利用者数(大規模養護教諭一人配置校と複数配置校の比較)



- 児童生徒の1校1日平均の保健室利用者数は、大規模の養護教諭一人配置校と複数配置校とを比較すると、小学校、中学校、高等学校ともに複数配置校の方が多く、多数の児童生徒に対応できている

※出典 1. 2. 3. 4. 6 : 保健室利用状況に関する調査報告書 平成18年度調査結果 (財団法人日本学校保健会)
5 : 子どものメンタルヘルスの理解とその対応 (財団法人日本学校保健会)